

『食の安全・安心のための政策大綱』のポイント

大綱のねらい

食の安全・安心に向けた農林水産省のとりくみ姿勢を示すものです。

農林水産省が、国民の健康の保護を最優先とした政府全体の新しい食品安全行政に的確に対応するための指針。

「消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給」、「政策づくりへの国民の参画」の重要性について意識改革を徹底。

政策展開の基本的考え方

国民が「安心」、「信頼」を実感できるように、とりくみます。

今後、食品安全基本法の下、食品安全委員会がリスク評価を、農林水産省や厚生労働省等が分担・協力してリスク管理を担当。

行政や生産者・事業者の取組が、国民の食に対する「安心」、「信頼」に結びつくよう、体制や施策を総合的に見直し。

(1) 消費者、生産者、事業者等関係者の意見を反映した施策づくり

施策を企画する段階から、関係者との対話を大切にしていきます。

施策づくりの過程で、適切に情報を提供するとともに、選択肢を示しながら、関係者と情報・意見を交換し、施策に反映。

(2) 食品の生産から消費まで全体を考えた総合的施策づくりと確実な実施

産地から食卓まですべての関係者に、行動と協力を求めます。

生産から消費までの各段階で想定されるリスクとそのリスクを抑えるための対策を検討し、総合的なリスク管理対策を提示。

リスク管理の方法や食品の取扱い等の情報を提供しながら、各段階で事業者等の取組を調査・監視し、リスク管理対策を徹底。

(3) 生産者・事業者による安全・安心な食品供給の促進

食卓に安全な食品を届けるためのしくみをつくり、
生産者・事業者の自主的なとりくみを促します。

生産者・事業者が安全な食品の供給に自主的に取り組むことができるように、行政はしくみをつくり、情報を提供。

企業、JA等のモラルに沿った活動、栽培・養殖管理の改善、新技術の開発・普及等を総合的に推進。

(4) 的確な危機管理

日頃から内外の情報を広く収集し、危機的状況の回避に努めます。

内外の情報収集・分析・実態調査・情報提供、危機対応や個別要因ごとのマニュアルの作成等に努め、政府全体の危機管理に的確に対応。

政策の展開方向

食の安全・安心をめざし、次の施策に重点的にとりくみます。

(1) 新たな食品安全行政に対応するための体制の見直し・強化

連携・政策調整手法の取極め、情報交換等、関係行政機関と密接に連携

「消費・安全局」の新設等により、産業振興と分離し、リスク管理体制を強化

「消費者情報官」の新設によるリスクコミュニケーションを推進

「食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会」委員としての消費者等の参画

「食品安全危機管理官」を中心とした危機管理に的確に対応

コーデックス委員会や国際獣疫事務局等の国際機関、主要国と連携

(2) 産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施

生産技術の改善、簡易な分析の実施等、産地の自主的なリスク管理を支援
生産資材に関する制度の見直しと適正使用を推進

HACCP手法の導入等事業者の自主的取組と適切な企業行動を促進

調査・監視・検査等の強化とその結果の情報提供、消費者をはじめとした関係者からの情報や意見を受け付ける体制を充実

厚生労働省等と連携した輸入食品等の調査、輸出国のリスク管理や食品事故に関する情報収集・提供に取組

人畜感染症を含む家畜防疫体制を強化

(3) 消費者の安心・信頼の確保

厚生労働省と一体となった表示制度の運営、食品表示の監視を強化

トレーサビリティシステムを導入しようとする取組の支援、JAS規格制度を創設、牛の個体識別情報の表示等を義務づける法律を制定

「食を考える月間」の設定（毎年1月）、「食育推進ボランティア」の活動支援、NPOとの連携、地域や家庭、学校における食育を積極的に推進

地産地消等、消費者と産地の顔の見える関係づくりを推進

食品検疫等との情報の共有化等により水際での動植物検疫等を確実に実施

(4) 食の安全・安心を確保するための環境保全の取組

環境省と連携した農地や漁場等の土壌・水質等に関するモニタリング調査を実施

リサイクルの取組の支援、有害物質の発生・排出低減のための国民一人一人の取組に対する理解の促進に取組

土づくり、化学肥料・農薬の低減、養殖場の魚の密度や飼料の抑制等、環境に配慮した生産活動を支援

(5) 研究の充実

独立行政法人を中心に、民間企業、大学等から幅広く人材や技術を結集して、有害物質が蓄積されるしくみの解明、リスク低減技術の開発等リスク分析を支える研究を強化

研究開発の成果について、関係者にわかりやすく情報を提供